

四日市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第30号

四日市市税条例等の一部を改正する条例

(四日市市税条例の一部改正)

第1条 四日市市税条例(平成16年四日市市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(市民税の減免に係る申請)</p> <p>第51条の2 前条の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類(前条第1項第2号ウに該当する者は、当該年の所得の見込額に関する計算書及びその計算の基礎となる事実を証明する書類)を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)</u></p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(市民税の減免に係る申請)</p> <p>第51条の2 前条の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類(前条第1項第2号ウに該当する者は、当該年の所得の見込額に関する計算書及びその計算の基礎となる事実を証明する書類)を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)</u>又は<u>法人番号</u></p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

第56条 法第348条第2項第9号、
第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人

看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科
技工士、助産師、臨床検査技師、理学
療法士若しくは作業療法士の養成所を
設置するもの、公益社団法人若しくは
公益財団法人で図書館を設置するもの、
公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和
26年法律第285号）第2条第1項
の博物館を設置するもの又は公益社団
体法人若しくは公益財団法人で学術の研
究を目的とするもの（以下この条にお
いて「学校法人等」という。）の所有
に属しないものである場合においては
当該土地、家屋又は償却資産を当該学
校法人等に無料で使用させていること
を証明する書面を添付して、市長に提
出しなければならない。

(1)から(6)まで （略）

（特別土地保有税の減免）

第139条の3 （略）

2 前項の規定によって特別土地保有税
の減免を受けようとする者は、納期限
前7日までに、次に掲げる事項を記載
した申請書にその減免を受けようとする
事由を証明する書類を添付して市長
に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称
及び法人番号（行政手続における特
定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律第2条第15項に
規定する法人番号をいう。以下この

若しくは公益財団法人で図書館を設置
するもの、公益社団法人若しくは公益
財団法人若しくは宗教法人で博物館法
（昭和26年法律第285号）第2条
第1項の博物館を設置するもの又は公
益社団法人若しくは公益財団法人で学
術の研究を目的とするもの（以下この
条において「学校法人等」という。）
の所有に属しないものである場合にお
いては当該土地、家屋又は償却資産を
当該学校法人等に無料で使用させてい
ることを証明する書面を添付して、市
長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで （略）

（特別土地保有税の減免）

第139条の3 （略）

2 前項の規定によって特別土地保有税
の減免を受けようとする者は、納期限
前7日までに、次に掲げる事項を記載
した申請書にその減免を受けようとする
事由を証明する書類を添付して市長
に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称
及び個人番号（行政手続における特
定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律第2条第5項に規
定する個人番号をいう。以下この号

号において同じ。) (法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)及び(3) (略)

3 (略)

(納税義務者等)

第153条 (略)

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされるものをいう。

3及び4 (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2及び3 (略)

4 法附則第15条第2項第7号に規定

において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)

(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)及び(3) (略)

3 (略)

(納税義務者等)

第153条 (略)

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項、第28項又は第30項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされるものをいう。

3及び4 (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2及び3 (略)

4 法附則第15条第2項第6号に規定

する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

5から7まで (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2から8まで (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3か月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等

(6) (略)

10 (略)

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第22条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該

する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

5から7まで (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2から8まで (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専用部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3か月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用

(6) (略)

10 (略)

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第22条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該

年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15

年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15

条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画

条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画

税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成27年度か

税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成27年度か

ら平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第24条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

ら平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第24条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

第 27 条 市街化区域農地に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 25 条の規定により附則第 13 条の 2 の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分

第 27 条 市街化区域農地に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 25 条の規定により附則第 13 条の 2 の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 20 項を除く。）又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分

の2の額に10分の2を乗じて得た額
(当該市街化区域農地が当該年度分の
固定資産税について法第349条の3
(第19項を除く。)又は法附則第1
5条から第15条の3までの規定の適
用を受ける市街化区域農地であるとき
は、当該額にこれらの規定に定める率
を乗じて得た額)を当該市街化区域農
地に係る当該年度分の都市計画税の課
税標準となるべき額とした場合におけ
る都市計画税額に満たない場合にあつ
ては、前項の規定にかかわらず、当該
都市計画税額とする。

第30条 法附則第15条第1項、第1
3項、第17項から第24項まで、第
26項、第28項、第32項、第37
項、第42項若しくは第45項、第1
5条の2第2項又は第15条の3の規
定の適用がある各年度分の都市計画税
に限り、第153条第2項中「又は第
34項」とあるのは「若しくは第34
項又は法附則第15条から第15条の
3まで」とする。

の2の額に10分の2を乗じて得た額
(当該市街化区域農地が当該年度分の
固定資産税について法第349条の3
(第20項を除く。)又は法附則第1
5条から第15条の3までの規定の適
用を受ける市街化区域農地であるとき
は、当該額にこれらの規定に定める率
を乗じて得た額)を当該市街化区域農
地に係る当該年度分の都市計画税の課
税標準となるべき額とした場合におけ
る都市計画税額に満たない場合にあつ
ては、前項の規定にかかわらず、当該
都市計画税額とする。

第30条 法附則第15条第1項、第1
3項、第17項から第24項まで、第
26項、第28項、第32項、第37
項若しくは第42項、第15条の2第
2項又は第15条の3の規定の適用が
ある各年度分の都市計画税に限り、第
153条第2項中「又は第30項から
第33項まで」とあるのは「若しくは
第30項から第33項まで又は法附則
第15条から第15条の3まで」とす
る。

(四日市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 四日市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年四日市市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

附 則

1 から 1 6 まで (略)

1 7 前項の規定の適用がある場合における新条例第 9 8 条第 1 項から第 4 項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 9 8 条第 1 項	<u>施行規則</u> <u>第 3 4 号</u> <u>の 2 様式</u>	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 7 年総務省令第 3 8 号）の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成 2 7 年改正前の地方税法施行規則」という。）第 4 8 号の 5 様式
第 9 8 条第 2 項	<u>施行規則</u> <u>第 3 4 号</u> <u>の 2 の 2</u>	平成 2 7 年改正前の地方税法施行

附 則

1 から 1 6 まで (略)

1 7 前項の規定の適用がある場合における新条例第 9 8 条第 1 項から第 4 項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 9 8 条第 1 項	<u>第 3 4 号</u> <u>の 2 様式</u>	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 7 年総務省令第 3 8 号） <u>第 1 条</u> の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成 2 7 年改正前の地方税法施行規則」という。）第 4 8 号の 5 様式
第 9 8 条第 2 項	<u>第 3 4 号</u> <u>の 2 の 2</u> <u>様式</u>	平成 2 7 年改正前の地方税法施行

	<u>様式</u>	規則第48号の6様式
第98条第3項	<u>施行規則</u> <u>第34号</u> <u>の2の6</u> <u>様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	<u>施行規則</u> <u>第34号</u> <u>の2様式</u> 又は第34号の2 の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式 又は第48号の6様式

18から20まで (略)

21 附則第18項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
<u>第100条</u> <u>の2第1項</u>	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第19項
	当該各項	同項
(略)		

		規則第48号の6様式
第98条第3項	<u>第34号</u> <u>の2の6</u> <u>様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	<u>第34号</u> <u>の2様式</u> 又は第34号の2 の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式 又は第48号の6様式

18から20まで (略)

21 附則第18項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
<u>第100条</u> <u>の2</u>	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第19項
	当該各項	同項
(略)		

2 2 及び 2 3 (略)

2 4 附則第 1 9 項から附則第 2 2 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
附則第 2 1 項の表以外の部分	附則第 1 8 項の	附則第 2 3 項の
	同項から前項まで	同項、附則第 1 9 項及び前項
(略)		
附則第 2 1 項の表第 1 0 0 条の 2 第 1 項の項	附則第 1 9 項	附則第 2 4 項において準用する附則第 1 9 項
(略)		

2 5 (略)

2 6 附則第 1 9 項から附則第 2 2 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
附則第 2 1	附則第 1 8	附則第 2 5

2 2 及び 2 3 (略)

2 4 附則第 1 9 項から附則第 2 2 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
附則第 2 1 項の表以外の部分	附則第 1 8 項	附則第 2 3 項
	から	、附則第 1 9 項及び
(略)		
附則第 2 1 項の表第 1 0 0 条の 2 の項	附則第 1 9 項	附則第 2 4 項において準用する附則第 1 9 項
(略)		

2 5 (略)

2 6 附則第 1 9 項から附則第 2 2 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
附則第 2 1	附則第 1 8	附則第 2 5

項の表以外の部分	<u>項の</u>	<u>項の</u>
	<u>同項から前項まで</u>	<u>同項、附則第19項及び前項</u>
(略)		
附則第21項の表 <u>第100条の2第1項</u> の項	附則第19項	附則第26項において準用する附則第19項
(略)		

27 (略)

28 附則第19項から附則第22項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
附則第21項の表以外の部分	<u>附則第18項の</u>	<u>附則第27項の</u>
	<u>同項から前項まで</u>	<u>同項、附則第19項及び前項</u>
(略)		
附則第21項の表 <u>第100条の2第1項</u> の項	附則第19項	附則第28項において準用する附則第19項

項の表以外の部分	<u>項</u>	<u>項</u>
	<u>から</u>	<u>、附則第19項及び</u>
(略)		
附則第21項の表 <u>第100条の2</u> の項	附則第19項	附則第26項において準用する附則第19項
(略)		

27 (略)

28 附則第19項から附則第22項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
附則第21項の表以外の部分	<u>附則第18項</u>	<u>附則第27項</u>
	<u>から</u>	<u>、附則第19項及び</u>
(略)		
附則第21項の表 <u>第100条の2</u> の項	附則第19項	附則第28項において準用する附則第19項

(略)	(略)
-----	-----

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の四日市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(財政経営部市民税課)